

平成31年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《議案補充説明》

- 1 【議案第75号】
第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019-2022）
の策定について 1

《所管事項説明》

- 1 「平成30年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における
事務事業等の見直しについて 5
- 2 「みえの子ども白書2019」について 9
- 3 「三重県社会的養育推進計画（仮称）」の策定について 16
- 4 「地域福祉支援計画」および「地方再犯防止推進計画」の策定について . . . 18
- 5 平成30年度包括外部監査結果に対する対応について 21
- 6 各種審議会等の審議状況の報告について 31

《別冊》

- ・（別冊1）みえの子ども白書 2019
- ・（別冊2）みえの子ども白書 2019 概要版

平成31年3月7日
子ども・福祉部

1 第 4 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 (2019-2022) の策定について

1 策定理由

県では、平成 27 年 3 月に第 3 次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画を策定し、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。この計画が平成 31 年 3 月末で終了することから、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）に基づき、策定するものです。

2 計画期間

平成 31（2019）年度から 2022 年度までの 4 年間とします。

3 計画の概要

概要は別紙のとおりです。

4 計画の推進について

条例第 9 条に基づき設置している「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況や課題について審議し、計画的に取組を進めます。

また、庁内会議等において計画の進捗状況の把握や全庁的に取り組むべき課題について協議を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりの総合的な推進を図っていきます。

第1章 計画策定の趣旨

経緯

本計画は「三重県ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくり推進条例」に基づいて定めるもので、すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざす基本的な計画（計画期間：2019～2022年度）
 ・現行計画が平成30（2018）年度で終了するため、第4次推進計画を策定
 ・バリアフリー、UDの取組の変遷（20年の総括）

計画策定の趣旨

次のような本県をとりまく状況に対応するため策定し、多様な取組を計画的に実施するもの。
 ・障がい者、高齢者等何らかの配慮が必要な人の増加
 ・障がい者差別の解消に向けた取組の推進
 ・ダイバーシティ社会の実現に向けた県の推進方針の策定
 ・訪日外国人観光客や在留外国人の増加
 ・三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催 など

第2章 これまでの取組の検証

I 成果

- ・学校出前講座、UDアドバイザーの養成、各種啓発活動、研修等を実施
- ・H29「ヘルプマーク」導入
- ・「三重おもいやり駐車場」利用証取得者数は、58,000人超
- ・「UDの意味を知っている県民の割合」は71.2%まで増加

II 課題

・UDに関心がない人は、約61%
《原因》UDを自分自身の問題ととらえていない。UDの意味はわかっているが行動につなっていない。

- ・歩行空間（幅が広く段差が少ない歩道、バリアフリー対応型信号機）の整備
- ・交通システム（鉄道駅の段差解消等、ノンステップバスの導入など）のバリアフリー化の推進
- ・快適に利用できる公園の整

・施設が使いやすくないと感じている人は、約37%
《原因》施設に求める水準が上がっている。県有施設や身近な施設がUDとなっていない。

製品・情報・サービスの提供

- ・UD製品の情報発信
- ・「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」「UDイベントマニュアル」の作成

・チラシ等の情報提供が配慮されていないと感じる人が約50%
《原因》ソフト面の満足度が、ハード面に比べると低い。サービスを提供する側に、UDの意識が浸透していない。

III これからの取組の視点

「障害者差別解消法」（H28.4月施行）
 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」（H30.10月施行）

↓
 2021年三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催

↓
 ・県民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に働きかける取組、UDのまちづくりのさらなる推進を図る取組が必要

「ダイバーシティみえ推進方針 ～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」(H29.12月策定)
 だれもが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会をめざして

↓
 ・多様な主体の社会参加の推進（障がい者が農林水産分野で多様な担い手として活躍できる環境づくり）

↓
 ・子どもや妊産婦、子育て中の人への配慮や支援

↓
 ・観光地におけるバリアフリーの推進
 ・外国人観光客や在留外国人への配慮などにも注視して取り組む必要

第3章 第4次推進計画の取組

めざす姿

おもいやりの絆でつながる三重

～すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、おもいやりの行動でつながる三重づくり～

◆おもいやりの行動へのきっかけづくり

・ヘルプマークの普及をととして

重点項目

◆県有施設や公共的施設におけるUDに配慮された整備の推進

・県有施設において、UDに配慮された整備をさらに進めるための指針（整備基準を記載）作成等をととして

施策体系1 UDの意識づくり

- 「ヘルプマーク」の普及啓発（新）、「おもいやり駐車場利用証制度」の取組
- 「UDのまちづくり学校出前授業」の実施
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会の参加者への必要な配慮や支援の推進（新）
- 子育て中の人および家族を地域全体で支援していくための取組
- すべての人々の社会参加の促進（・障がい者スポーツの充実・情報支援や介助を行うボランティアの養成・農福連携の促進（新）・多文化共生の社会づくり等） など
- ダイバーシティ社会の実現に向けた気運の醸成（新）

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

- 県有施設のUDに配慮された整備のための指針（整備基準を記載）作成（新）
- 駅舎のバリアフリー化（エレベーター、内方線、多機能トイレの設置等）の支援
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会における開会式・閉会式の会場整備、選手や来場者の宿泊場所、移動手段について、安全性、快適性や機能性の確保（新） など

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

- 三重とこわか国体・三重とこわか大会をはじめ大規模イベントにおけるUDに配慮された企画、会場設営、運営
- 県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「UDイベントマニュアル」のさまざまな主体への展開
- 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等の普及啓発（拡充）
- 職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮の実施
- バリアフリー観光に関する情報提供や観光施設等への啓発
- すべての人に配慮した災害時の対応 など

第4章 UDのまちづくりを進める仕組み

I 県の推進体制
 三重県UDのまちづくり推進協議会および市内会議等での検討

II・III さまざまな主体の役割と連携
 県民の皆さん一人ひとり、市町、UDアドバイザー・UD団体、地域の団体、事業者の役割

IV 計画の進捗管理
 毎年度確認して公表
 V 計画の見直し
 社会情勢の変化等をふまえ、取組内容等を適宜見直し

これまでの「成果」と「課題」およびこれからの「取組の視点」をふまえ、県民の皆さんがUDを我がごと（自分自身の問題）ととらえて「おもいやりのある行動」につながるよう取り組むことが必要

【所管事項説明】

1 「平成30年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務事業等の見直しについて

1. 集中取組期間における事務事業の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」8頁に記載の「事務事業の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

- ・「(1)平成29年度の見直し」、「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度の見直し」は、それぞれの見直し年度の当初予算において見直したのもの
- ・「(4)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行ったもの
- ・「(5)2020年度以降の見直し」は2020年度以降の当初予算において見直す(予定)のもの

○2020年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、2020年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○平成31年度以降の見直しについては、平成30年度組織改正後の所管部局名称で記載しています。

(1)平成29年度の見直し

							(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H29-H28)	所管部局 名
1	思春期ライフプラン教育事業費	事業内容を見直し、より効率的に事業を実施するため、ライフプランアドバイザー派遣事業費を思春期ライフプラン教育事業費と統合する。	5,481	2,037			▲ 3,444	健康福祉部 子ども・家庭局
	(1)の小計		5,481	2,037			▲ 3,444	

(2)平成30年度の見直し

							(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H30-H28)	所管部局 名
子ども・福祉部は該当なし								

(3)平成31年度の見直し

							(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H31-H28)	所管部局 名
子ども・福祉部は該当なし								

(4)平成29年度から平成31年度における見直し

							(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H31-H28)	所管部局 名
1	子どもの育ちの推進事業費(わくわくフェスタ)	わくわくフェスタの実施にあたって、みえ次世代育成応援ネットワークの会員など広く企業、団体から協賛を募るなど、自主財源の確保の強化を図った。引き続き、自主財源の確保により県負担なく事業が運営できるよう調整を進める。	20,158	16,957	25,372	15,624	▲ 4,534	子ども・福祉部
	(4)の小計		20,158	16,957	25,372	15,624	▲ 4,534	

集中取組期間における効果額 (1)+(2)+(3)+(4)	▲ 7,978
----------------------------------	---------

(5)2020年度以降の見直し

							(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H31-H28)	所管部局 名
子ども・福祉部は該当なし								

2. 集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」10頁に記載の「県単独補助金の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

- ・「(1)平成29年度の見直し」、「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度の見直し」は、それぞれの見直し年度の当初予算において見直したのもの
- ・「(4)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行ったもの
- ・「(5)2020年度以降の見直し」は2020年度の当初予算において見直す(予定)のもの

○2020年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、2020年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○平成31年度以降の見直しについては、平成30年度組織改正後の所管部局名称で記載しています。

(1)平成29年度の見直し

							(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H29-H28)	所管部局 名
1	少子化対策市町創意工夫支援交付金	少子化事業が多様化する中、国の交付金の活用が一定可能となったことから、平成28年度をもって廃止する。	6,500	0			▲ 6,500	健康福祉部 子ども・家庭局
2	人権保育推進研究事業費補助金	保育専門研修事業費の事業内容を見直し、市町との調整を図った結果、平成28年度をもって廃止する。	450	0			▲ 450	健康福祉部 子ども・家庭局
(1)の小計			6,950	0			▲ 6,950	

(2)平成30年度の見直し

							(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H30-H28)	所管部局 名
1	産後ケア事業費補助金	国において、産後ケアの補助制度が創設され、活用されてきていることから、平成29年度をもって廃止する。	2,100	1,723	0		▲ 2,100	健康福祉部 子ども・家庭局
(2)の小計			2,100	1,723	0		▲ 2,100	

(3)平成31年度の見直し

							(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H31-H28)	所管部局 名
子ども・福祉部は該当なし								

(4)平成29年度から平成31年度における見直し

							(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H31-H28)	所管部局 名
子ども・福祉部は該当なし								

集中取組期間における効果額 (1)+(2)+(3)+(4)	▲ 9,050
----------------------------------	---------

(5)2020年度以降の見直し

							(単位:千円)	
No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H31-H28)	所管部局 名
子ども・福祉部は該当なし								

3. 集中取組期間における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○平成30年2月19日全員協議会以降の経過として、見直しの方向性を定めた施設については、見直しの実施に向けて、庁内での検討や関係団体との調整を進め、今後見直しの方向性を定めるとした施設については、引き続き検討を重ねました。また、新たに見直しが必要な施設がないかどうかについても、あわせて検証を行いました。

No	施設名	見直しの方向性	平成30年2月19日全員協議会以降の調整経過、課題、今後の予定など	所管部局名
1	社会福祉会館 ＜直営＞	民間活力の導入(PFIなど) 当該施設は、社会福祉団体が入居し、高齢者、障がい者、生活困窮者等へ質の高い福祉サービスを提供している。 昭和46年に建設後、老朽化が進み、大規模改修の時期が差し迫っていることなどから、建設、資金調達、維持管理、運営等について、PPP/PFI等の民間活力を導入する方向で検討を進める。	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.12 知事と部局長との協議(公開)の後、会館13団体に対し「PPP/PFI事業の検討」を進める事を文書にて通知…団体からの意見なし ・H30.3 「第3回公民連携共創プラットフォームセミナー」(百五銀行主催)の題材として地方自治体や民間事業者から意見を聴取 ・H30.2 入居団体に対し建替えに関するアンケートを実施 ・H30.3 PFセミナー参加民間事業者数社と個別ヒアリングを実施 ・H30.7 入居団体(社会福祉協議会)と意見交換を実施 ・H30.7 内閣府支援事業においてスキーム毎の比較資料作成依頼 ・H30.9～11 入居団体の意見聴取を実施 ・H30.11 PFセミナーにおいて意見聴取を実施 ・H31.1 PPP/PFIと通常修繕との比較検討とりまとめ ・H31.1 PPP/PFI実施に向け財政課と協議を実施 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替時の入居団体の執務スペースの確保 ・駐車場スペースの確保 ・PFI事業実施においてはコンサルとの契約が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.3 まで PPP/PFI実施に向けた基本方針(素案)を作成 	子ども・福祉部
2	鈴鹿病院多目的客室 ＜無償貸付＞	移譲(又は廃止) 当該施設は、国立鈴鹿病院の重症心身障害児に係るゲストハウスとして昭和44年に建設された。 老朽化が進む中、現在に至るまで親の会が有効に活用、管理運営していることを踏まえて、移譲又は廃止の可能性について検討を進める。	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.5 土地所有者である鈴鹿病院との協議を実施 ・H30.6 親の会との意見交換 ・H30.11 親の会との意見交換 ・H31.1 親の会との意見交換 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡する場合は、任意団体である親の会への譲渡について、問題が起こらないよう契約内容等について引き続き検討が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・～H30.12 庁内で引き続き課題を整理、必要に応じて親の会と協議 ・H31.1 親の会にて方針(移譲受入れ又は廃止)を決定 ・H31.3 必要な手続きを終了 	子ども・福祉部

No	施設名	見直しの方向性	平成30年2月19日全員協議会以降の調整経過、課題、今後の予定など	所管部局名
3	旧知的障害者更生相談所 〈無償貸付〉	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設を併せた施設として平成11年に建設されたものである。更生施設においては、行動観察により処遇方針を作成するといった事業を行っていたが、平成18年に同施設を廃止した後、平成19年からは社会福祉法人に貸与し、障害者支援施設として、他の施設では対応困難なケースを積極的に受け入れるとともに、行動観察事業の実施等、県の先進的・模範的な取組を推進している。</p> <p>平成33年度までの貸与契約等を締結済であることから、契約期間満了後を見据え、同施設の移譲・売却の検討を進める。</p> <p>知的障害者更生相談所については、平成21年度より身体障害者更生相談所と統合し、障害者相談支援センターへ移転。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.5 (福)おおすぎと協議 ・H30.7 (福)おおすぎと協議 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H9～10年度に施設整備国庫補助金が充てられているため、財産処分手続きについて厚生労働省との調整が必要 ・売却に向けて不動産鑑定を行うための予算措置が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き(福)おおすぎとの意見交換 ・不動産鑑定 ・厚生労働省との財産処分協議 	子ども・福祉部
4	旧小児心療センター あすなる学園、同分校 旧草の実りハビリテーションセンター	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、老朽化に伴い、平成29年6月、子ども心身発達医療センターを新規開設したため、旧施設となっている。</p> <p>跡地の有効活用が見込まれることから、建物を解体し、土地を売却する方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.1 あすなる学園について、利活用希望を津市へ照会→希望なし ・利活用計画に基づき、建物解体後、土地売却の方向で検討 ・H30.5 地盤変動影響調査(事前)実施 ・H30.7 地元説明(自治会長等) ・H30.8 解体工事着工 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事実施に伴い、騒音・振動による周辺住民からの苦情や家屋への損害が懸念される <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.3 解体工事完了(営繕課) ・H31年度 現地測量、登記、分筆 ・H31年度 管財課引継、売却 	子ども・福祉部

2 「みえの子ども白書 2019」について

1 作成の趣旨

「みえの子ども白書 2019」（以下「白書」という。）は、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下「子どもスマイルプラン」という。）のめざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けた取組の参考とするため、「三重県子ども条例」に基づき作成したものです。作成にあたっては、子どもや保護者、地域の大人等の意識や状況などについてアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめました。

なお、「みえの子ども白書」の作成は、平成 23 年度、平成 27 年度に続き 3 回目となります。

三重県子ども条例

第 14 条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。

2 アンケート調査の概要

(1) 調査時期

平成 30 年 7 月～8 月

(2) 調査対象、件数等

子ども調査	小学 5 年生	市町ごとに市町立小学校各 1 校、特別支援学校 3 校、私立小学校 1 校の児童 有効回収数 1,425 件
	中学 2 年生	市町ごとに市町立中学校各 1 校、特別支援学校 3 校、私立中学校 1 校の生徒 有効回収数 1,871 件
	高校 2 年生	県立高校 11 校、特別支援学校 3 校、私立高校 1 校の生徒 有効回収数 1,299 件
保護者調査	上記の小学 5 年生、中学 2 年生の保護者 有効回収数 3,020 件	
県民調査	各市町の選挙人名簿に基づき無作為抽出 有効回収数 1,472 件	

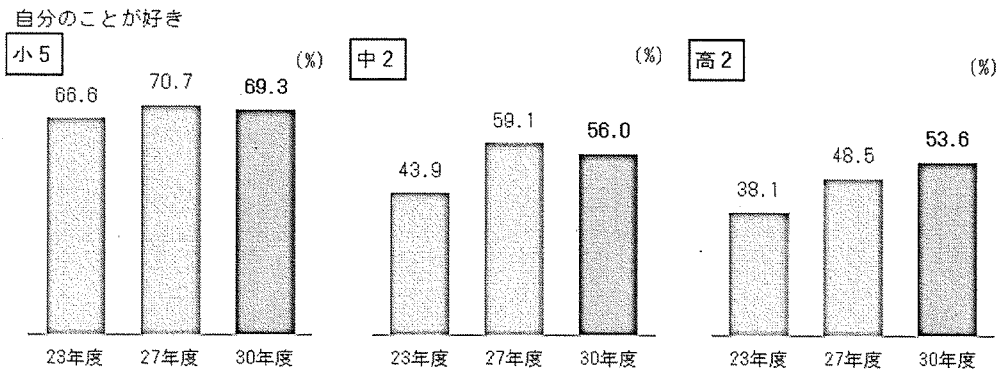
3 主な調査結果

※かっこ内は別冊1の掲載ページです。

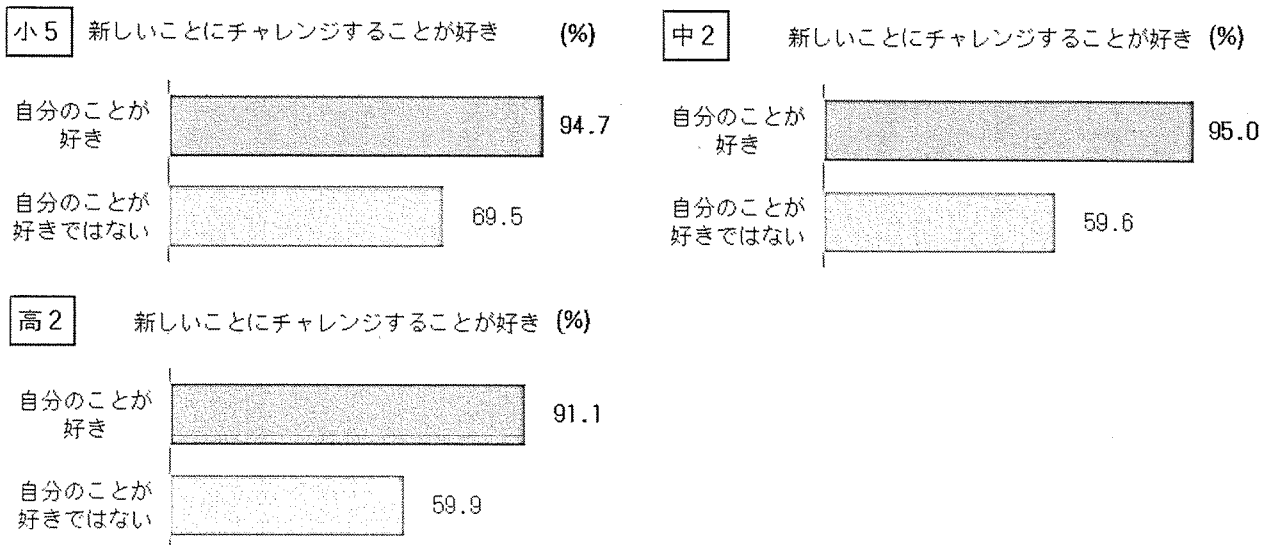
※グラフの一部項目で、分かりやすくするために、設問の選択肢にある「どちらかといえば〇〇である」を「〇〇である」に集約するなど、加工して表しています。(例:「自分のことが好き」は選択肢「好き」と「どちらかといえば好き」の合計。)

(1) 子どもの自己肯定感

・「自分のことが好き」と答える子どもは、高校生で増加傾向 (P18)

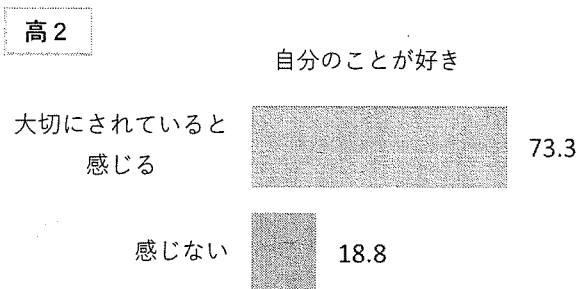
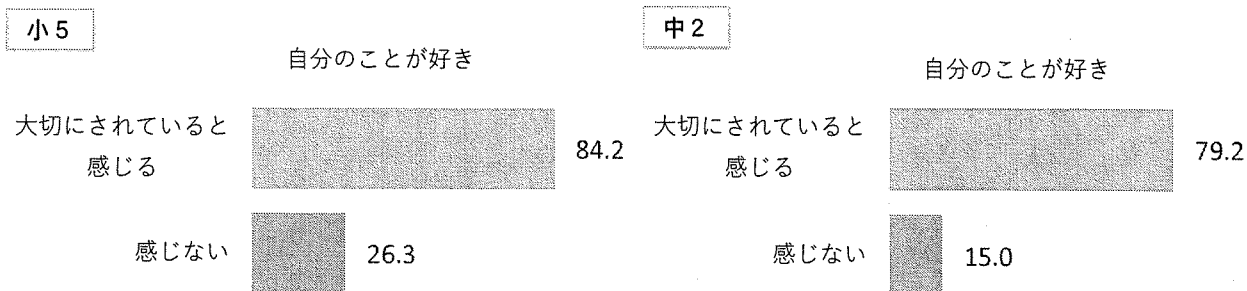


・「自分のことが好き」と答える子どもほど「新しいことにチャレンジすることが好き」と答える割合が高い (P20、21)

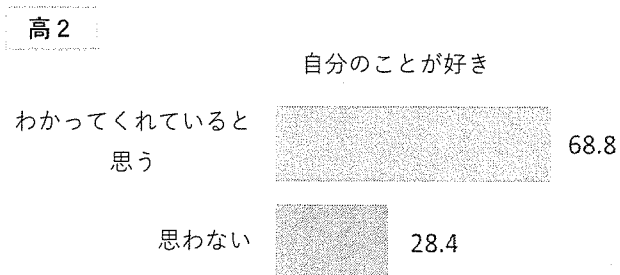
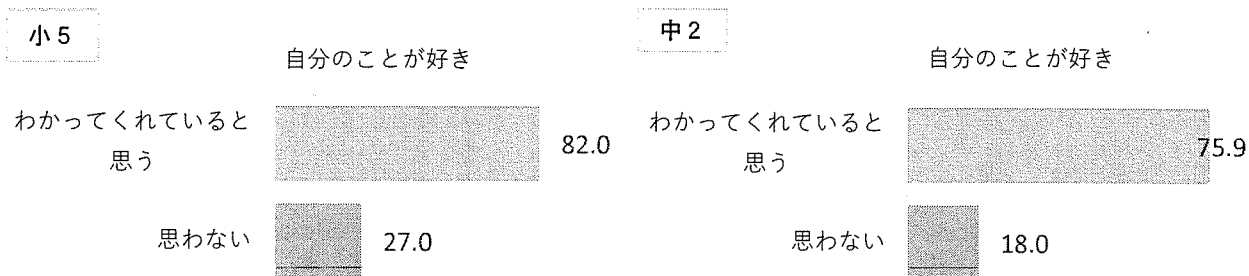


(2) 家庭や地域の大人との関係と自己肯定感

・「家庭や地域、学校などで大切にされている」と感じる子どもほど「自分のことが好き」と答える割合が高い (P43)



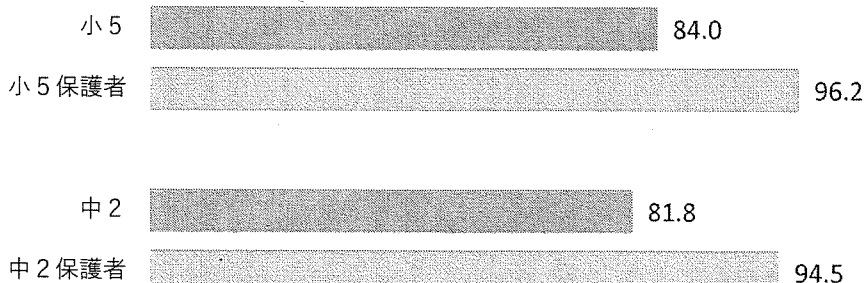
・「親などの大人は自分のことをわかってくれている」と思う子どもほど「自分のことが好き」と答える割合が高い (P46)



(3) 子どもと大人の意識の差

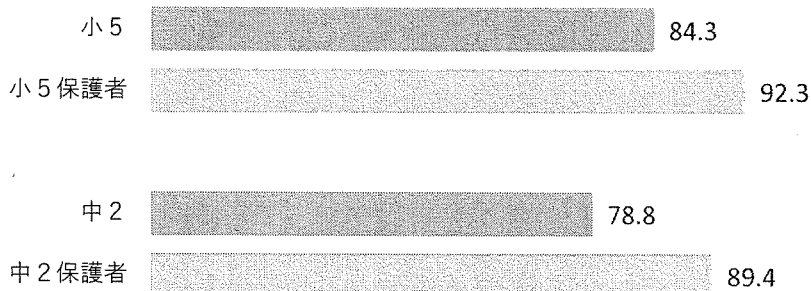
- ・「家庭や地域、学校などで大切にされている」と感じる子どもの割合は、保護者が「自分の子どもについて大切にされている」と感じる割合より低い (P41)

子ども：「家庭や地域、学校などで大切にされている」と思う
保護者：自分の子どもについて、「大切にされている」と思う



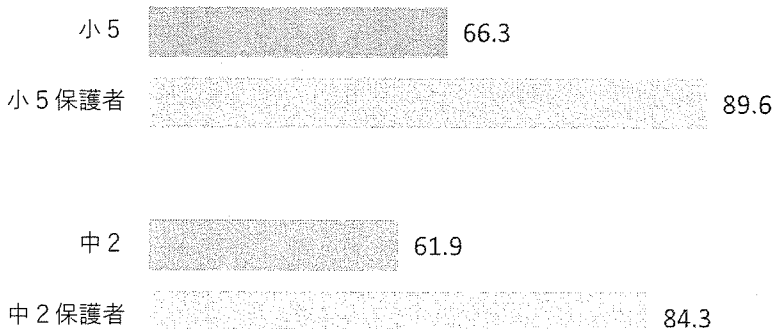
- ・「親などが自分のことをわかってくれている」と思う子どもの割合は、「子どものことを理解している」と思う保護者の割合より低い (P44)

子ども：親など大人は「自分のことをわかってくれている」と思う
保護者：子どものことを理解していると思う



- ・「悩み等を家の人に話している」子どもの割合は、「子どもが悩み等を家の人に話している」と思う保護者の割合より低い (P35)

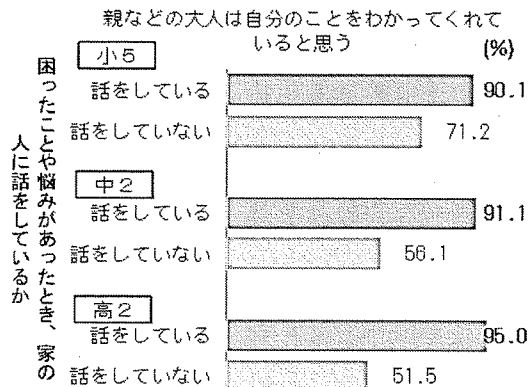
子ども：悩み等を家の人に話している
保護者：子どもが「悩み等を家の人に話している」と思う



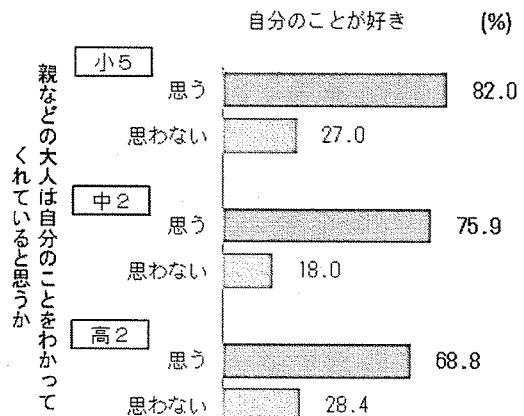
(4) 悩みを話せる存在の重要性

- ・子どもが困ったことや悩みがあったとき家の人や誰かに相談することと、自己肯定感や家庭・地域等で「大切にされている」と感じることに関係性がみられる。

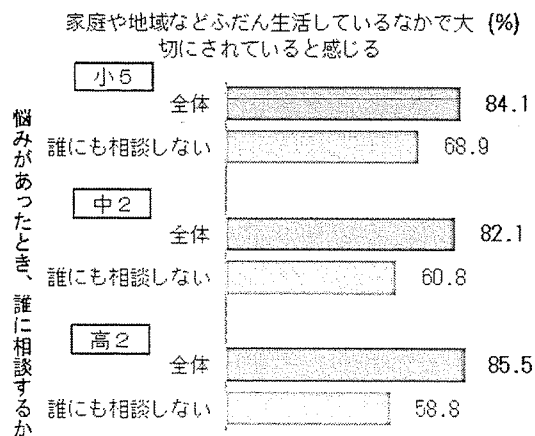
「悩み等を家の人に話をしている」子どもは「親などの大人は『自分のことをわかってきている』と思う」と答える割合が高い (P 45)



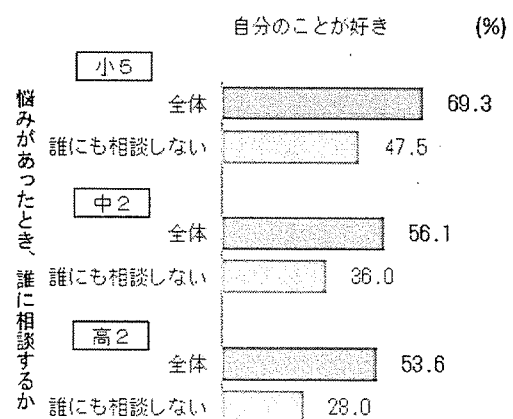
【再掲】「親などの大人は自分のことをわかってきている」と思う子どもほど「自分のことが好き」と答える割合が高い (P 46)



「悩みがあったとき『誰にも相談しない』」子どものほうが、「家庭や地域、学校などで大切にされている」と感じる割合が、子ども全体より低い (P 29)

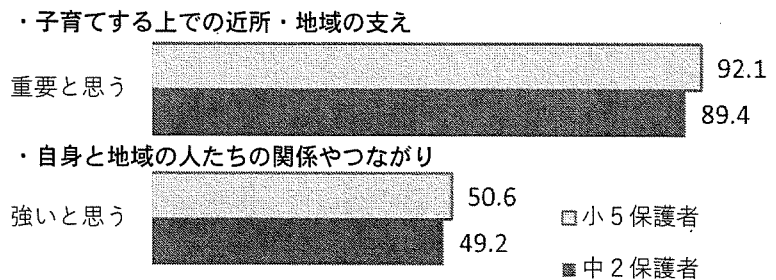


「悩みがあったとき『誰にも相談しない』」子どものほうが、「自分のことが好き」な割合が、子ども全体より低い (P 30)

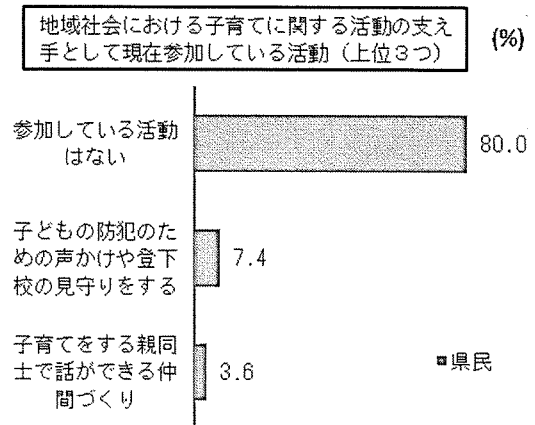


(5) 地域における子育てに関する活動

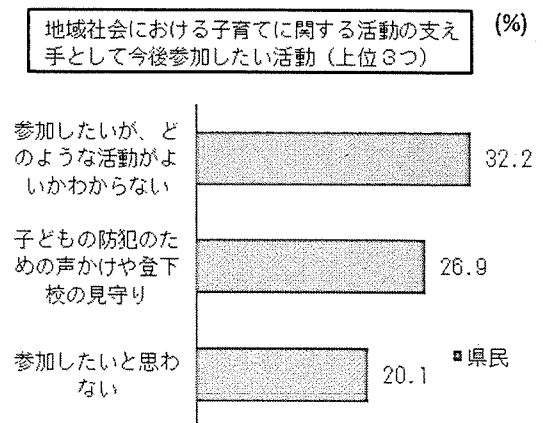
- ・子育てをする上で、「近所・地域の支えが重要」と考える保護者は約9割 (P64)
- ・「地域の人たちとの関係やつながりが強い」保護者は約5割にとどまる (P65)



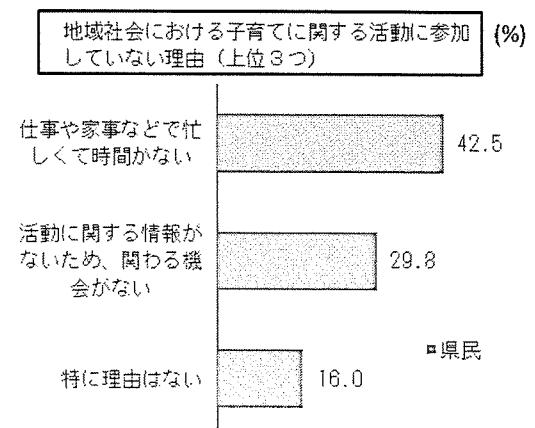
- ・「子育てに関する活動の支え手」としては、8割の県民が活動に参加していない (P68)



- ・「子育てに関する活動の支え手」として県民の参加意向は低くないものの、今後参加したい活動についてはどのような活動がよいかわからない人が多い (P69)



- ・「子育てに関する活動の支え手」として参加していない理由は、忙しいことと情報不足 (P70)



4 調査結果から見えてくること

- ・ 3(4)より、保護者や地域の大人が子どもに関心を持っていることを伝え、普段から子どもが悩みごとなどを話せる関係を築くことが大切で、親子の会話やふれあいを促す家庭教育の取組や地域で子どもを育てていくという機運の醸成が重要であると考えられます。
- ・ 3(5)より、子育て支援の充実に向けては、支え手となる地域の人の子どもへの関心を高めるとともに、地域の取組等の活動に係る情報提供などのサポートが重要と考えられます。

5 今後の方針

県では、子どもたちの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりに向けて、白書の内容もふまえ、教育委員会など関係部局とも連携を図りながら取組を進めるとともに、県民の皆さんに、家庭や地域、学校などにおける子どもとの関わり等について考えていただけるよう、さまざまなイベントの機会を通じて白書の内容を周知していきます。

また、次期「子どもスマイルプラン」(2020年度～)の検討においても、白書の内容を参考にします。

3 「三重県社会的養育推進計画（仮称）」の策定について

平成 26 年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、新たに「三重県社会的養育推進計画（仮称）」を策定します。

1 背景

本県では、平成 27 年 3 月に「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、平成 41 年度までに「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合をおおむね 3 分の 1 ずつに変えていく目標を定め、家庭的養護の推進に取り組んできました。

その後、平成 28 年 5 月に児童福祉法が改正され、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする家庭養育優先の原則が明確に示されました。

また、平成 29 年 8 月に、国の検討会から改正後の児童福祉法の理念を具体化することを目的とした「新しい社会的養育ビジョン」が示され、平成 30 年 7 月には、国から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「策定要領」という。）が発出され、2019 年度末までに、都道府県社会的養育推進計画（以下「計画」という。）を策定することが求められています。

新しい計画では、里親委託の推進にとどまらず、子どもの権利擁護、市町や児童相談所の体制強化、社会的養護自立支援の推進など、総合的な対策を盛り込むこととされており、関係機関と十分な調整・検討を行うことが必要となります。

2 計画策定にあたっての基本的な考え方

策定要領では、国の数値目標（「概ね 7 年以内（3 歳未満は概ね 5 年以内）に乳幼児の里親等委託率 75%以上」、「概ね 10 年以内に学童期以降の里親等委託率 50%以上」）を念頭に置き、地域の実情をふまえた計画を策定することが求められています。

このことから、代替養育を必要とする子どもの数および里親等への委託推進の見込み等を勘案し、県内児童養護施設や市町をはじめとした関係機関と調整の上、県の数値目標を定めていきたいと考えています。

3 計画期間

策定要領により、計画は 2019 年度末までに策定すること、終期を 2029 年度とすることが求められていることから、計画期間は「2020 年度から 2029 年度まで」の 10 年間とします。

また、計画は、2020 年度から 2024 年度、2025 年度から 2029 年度の各期に区分して策定します。計画の進捗状況については毎年度検証するとともに、2020 年度から 2024 年度の期末および各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果をふまえ、必要な場合には計画の見直しを行い取組の推進を図ります。

4 計画に定める事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー(※1))
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障(※2)としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組

※1 アドボカシー：権利擁護。子どもの意見の代弁。

※2 パーマネンシー保障：永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障。

5 計画策定の進め方

学識経験者、社会的養育関係者等による「三重県社会的養育推進計画策定検討会議」(以下「策定検討会議」という。)において、計画内容について検討・意見交換を行います。

6 今後のスケジュール(予定)

平成31年3月	第1回策定検討会議の開催
2019年春～夏	第2回策定検討会議の開催
	第3回策定検討会議の開催
	【検討事項】計画(素案)について
10月	常任委員会報告(素案)
秋～冬	第4回策定検討会議の開催
	【検討事項】計画(中間案)について
12月	常任委員会報告(中間案)
	パブリックコメントの実施
2020年1～3月	第5回策定検討会議の開催
	【検討事項】計画(最終案)について
3月	常任委員会報告(最終案)
	計画の策定

※社会福祉審議会児童専門分科会でも意見をいただき、計画に反映していきます。

4 「地域福祉支援計画」および「地方再犯防止推進計画」の策定について

社会福祉法に基づく「地域福祉支援計画」および「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）に基づく「地方再犯防止推進計画」の2つの行政計画を、平成31年度に策定します。

1 計画策定の基本的な考え方

地域福祉支援計画は、福祉、介護、保健医療に限らない、さまざまな生活課題を対象とするものであり、国の策定ガイドライン等でも、例えば、再犯防止や自殺対策等を例に挙げ、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野を当該計画にも位置付けるといったことが示されています。

このため、再犯防止における課題もまさしく地域生活課題の一つであることから、両計画の策定作業を相互に連携させながら効果的・効率的に進めていきます。

2 地域福祉支援計画の策定について

(1) 経緯

三重県においては、平成16年3月に計画期間を5年間とする「三重県地域福祉推進計画」を策定しましたが、各福祉分野に法定計画があることをふまえ、その後の改定は行わず、各法定計画を総合的に運用することで対応してきました。

地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正等をふまえ、県内全域の地域福祉をより一層推進していくため、新たな地域福祉支援計画を策定します。

(2) 計画に盛り込むべき事項

社会福祉法において、計画に盛り込むべき事項として次の事項が示されています。

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

(3) 特に検討すべき事項

生活困窮対策だけではなく、社会的孤立や、制度の狭間や複合課題を抱える世帯への対応が必要であるため、県内の先進的な取組事例も参考にしながら、包括的な支援体制の構築や地域福祉の基盤整備について特に検討していきます。また、検討にあたっては、ダイバーシティ社会の推進といった新たな視点もふまえます。

(検討の方向性)

・地域住民等による支え合いの体制づくり

地域住民の居場所や活動の拠点づくり、地域住民による支援活動の促進、就労・住居の確保等の生活課題への対応方策、市町における包括的な支援体制づくりへの支援など

・地域福祉を支える基盤づくり

福祉人材確保、総合的な福祉サービス提供体制、福祉サービスの質の向上など

3 地方再犯防止推進計画の策定について

(1) 計画に盛り込むべき事項

再犯防止推進法において、県は、国の計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

(国の計画における「7つの重点課題」)

- ①就労・住居の確保
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③学校等と連携した修学支援
- ④特性に応じた効果的な指導
- ⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥地方公共団体との連携強化
- ⑦関係機関の人的・物的体制の整備

(2) 特に検討すべき事項

国の計画との整合性を図りつつ、地域生活課題の一つとして、犯罪をした者等が地域で孤立せず社会の一員として、地域社会と関わりを持ちながら、日常生活が営めるよう支援していくため、国の計画に掲げる「7つの重点課題」のうち、全国的にも数の少ない医療少年院の取組などの本県の特徴や状況を勘案しながら検討を行っていきます。

4 両計画の検討方法

両計画の策定作業にあたっては、以下のとおり相互に連携させながら効果的・効率的に進めていきます。

①社会福祉審議会での審議

両計画は、社会福祉審議会で意見をいただきます。

②市町・市町社会福祉協議会等との地域別意見交換会の実施

市町等と課題認識の共有や連携した施策の推進を図るため、両計画合同で市町・市町社会福祉協議会等との意見交換を実施します。

③関係団体との懇談会の開催

計画別に、当事者団体、支援関係団体、サービス提供事業者等の意見を聴くための懇談会を開催します。

5 今後のスケジュール（予定）

2019年5～6月	第1回地域別意見交換会の開催（両計画合同）
7月	社会福祉審議会（策定方針・骨子案）
7～8月	第2回地域別意見交換会の開催（両計画合同）
9～10月	関係団体等との懇談会（計画別に）
10月	常任委員会報告（素案）
12月	常任委員会報告（中間案）
2020年1月	パブリックコメントの実施
3月	社会福祉審議会（最終案） 常任委員会報告（最終案） 計画の策定

5 平成30年度包括外部監査結果に対する対応について

1 監査テーマ

子どもの福祉に関する事務の執行について

2 監査対象

少子化対策の推進のための事業、支援が必要な子ども・家庭への対応事業および児童虐待防止と社会的養護の推進事業等を取り扱っている子ども・福祉部の事業を対象に実施されました。

3 監査結果と対応方針

対象となった事業に対する「指摘」は7件、「意見」は15件となり、その内訳は以下のとおりです。また、その内容と対応方針の概要は次表のとおりです。

- | | | |
|-----|-------------------|-----------------|
| I | 少子化対策を進めるための環境づくり | (指摘なし、意見3件、計3件) |
| II | 結婚・妊娠・出産の支援 | (指摘2件、意見2件、計4件) |
| III | 子育て支援と家庭・幼児教育の充実 | (指摘3件、意見5件、計8件) |
| IV | 児童虐待の防止と社会的養護の推進 | (指摘1件、意見4件、計5件) |
| V | あらゆる分野における女性活躍の推進 | (指摘1件、意見1件、計2件) |

※「指摘」とは、法令や要綱等、遵守すべき規範に従っていない事項および法令等に違反していないものの、効率性、経済性に著しく反している事項として、速やかに改善することを求めたもので、「意見」とは、効率性、経済性の観点から問題がある点として、改善を検討することを求めたものです。

平成30年度 包括外部監査 テーマ・事業・監査結果に対する対応方針
(子ども・福祉部)

テーマ・事業・監査結果	対応方針
<p>テーマ：子どもの福祉に関する事務の執行について</p>	
<p>Ⅰ 少子化対策を進めるための環境づくり</p>	
<p>Ⅰ-1 少子化対策県民運動等推進事業</p>	
<p>① 子育てしやすいみえ情報発信事業実施業務委託における冊子の内容・構成について（意見）</p>	
<p>〈冊子作成のための検討委員会開催義務履行の有無検証の資料なし〉 業務委託契約書に添付された仕様書には、子育て支援団体、子育て中の者、保育士、大学生などが参加する検討委員会を1回以上開催し、その結果を冊子の内容・構成に反映する、とある。しかし、議事録としてまとめられたものはないため、いつ、どこで会議が開催されたか不明である。 このように県側において、受託者が契約上の義務を履行したか否かについて、検証可能な証跡及び検証した証跡を認めることができなかった。委託事業の完全な履行を期すならば、受託者の事業遂行について、より注意を払うべきである。</p>	<p>事後の検証が可能となるよう、日時、場所、出席者等を議事録に記載するものとします。</p>
<p>② 健康福祉部内部におけるチェックリストについて（意見）</p>	
<p>〈入札審査会の審査要否ためのチェックリストの不完全記入〉 健康福祉部では、予定価格が100万円以上の委託事業を行うに当たり部内で入札審査会を経ることが必要とされている。提出書類に添付されたチェックリストのチェック欄が空欄となっている箇所があり、空欄であると、「該当なし」なのか、そもそもチェック漏れであるのか区別が付かない。チェックリストが審査会に提出され、作成者以外の第三者に閲覧されるのであれば、第三者にとって紛らわしい表現とならないよう運用を改める必要がある。</p>	<p>入札（見積り）手続きチェックリストについて、「該当なし」の場合であっても、空欄とならないよう記入方法を改めます。</p>
<p>Ⅰ-2 子どもの育ちの推進事業</p>	
<p>子ども応援スマイル補助金に係る消費税等の確認について（意見）</p>	
<p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の資料なし〉 「みえの子ども応援スマイル補助金交付要領」第5条によると、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は、補助金の交付の対象となる経費と認めない、と規定されている。 担当者は、本件補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の減額の可能性を検討するに際し、交付対象者に対し、免税事業者であることを口頭で確認したとのことであったが、他に該当する手続を実施した資料が残っていなかった。当該手続が適正になされたか事後に確認するためにも、仕入控除税額相当額の把握及び減額事務の手続を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の体制整備を図ります。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
Ⅱ 結婚・妊娠・出産の支援	
Ⅱ-1 みえの出逢い支援事業	
① 委託業務仕様書に定められた打合せの実施について（指摘）	
<p>〈委託業務の打合せ義務履行の有無記載資料なし〉 「出逢い支援実施計画策定及び市町連携促進事業業務委託」、「労使協働による企業の結婚支援や勤労者の結婚に関する意識等調査」及び「大学生の結婚等意識調査及び大学のライフプラン教育促進事業」の3事業について、その事業仕様書に、それぞれ受託事業者と県との間で、県庁内での打合せを少なくとも10回実施すると記載されていた。当該打合せは、委託事務の一部であり履行義務があったものと考えられる。 しかし、当該打合せについて、実施したことを示す資料が残されていなかった。打合せをした場合、実施した日時、場所、参加者及び打合せ内容について書類に残すべきである。</p>	<p>仕様書に回数を定めている打合せについては、実施日時、場所、参加者、内容について書面により記録を残すものとします。</p>
② 効率的な事業実施について（意見）	
<p>〈イベント効果不十分のため、周知方法及び参加人数の増加の道筋を示すべき〉 「企業による地域結婚応援促進事業にかかる業務委託」において、喫茶店によるカップルを対象とした飲食サービスの提供、旅行会社による夫婦を対象としたツアー企画等を行った。実施後の企業・店舗等からのアンケートによると、イベントの周知期間が短かったため、当該イベントを知って企業・店舗等を利用した人数は少数にとどまり、中には用意したサービスが全く利用されなかった事業所もあった。今後、当該取組について県が継続的に関与するならば、企業からのアンケート結果により課題は明らかであるから、イベントをどのように周知し、イベントに参加する人数を増やすかについて道筋を示すべきである。</p>	<p>参加企業からのアンケートの結果等をふまえて、より多くの方に参加いただけるよう実施方法について改善していきます。</p>
③ 再委託の申請に際して提供された情報について（指摘）	
<p>〈再委託の金額を確認することなく行われた業務委託契約違反の再委託申請に対する承認〉 「従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業」において、業務委託契約書第4条第1項は、委託事業を第三者に再委託してはならないこととし、例外的に、あらかじめ必要事項を記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合に限り、再委託を認めることとしている。 業務受託者は、平成29年4月3日、第三者への業務委託の申請書等を提出し、再委託の申請を行い、県は、同日、再委託を承認した。 しかしながら、業務受託者から提出された再委託の申請書及びその添付書類には、再委託の金額が記載されていなかった。また、県の決裁文書にも、再委託の金額についての記載が存在しなかった。このように、平成29年4月3日付再委託申請に対する承認は、再委託の金額を確認することなく行われたものであり、業務委託契約書第4条第1項の規定に反するものである。 再委託の金額は、再委託先においても業務の品質を確保することができるかどうか等、再委託の可否を判断する上での判断材料になるものである。 したがって、業務委託契約書の規定に反して再委託が行われたことは、看過することができないものであるため、指摘事項とした。</p>	<p>業務委託契約書の規定を遵守し、再委託申請時の添付書類の確認を確実にを行い、適正な事業実施を図ります。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
<p>④ 個別訪問時の確認事項について（意見）</p> <p>〈業務受託者の不適切な調査に対する指導なし〉</p> <p>「従業員に向けた結婚支援等働きかけ事業」において、業務委託契約書に添付された企業に向けた従業員の結婚支援等働きかけ事業業務仕様書では、企業への戸別訪問を行い、県の各種取組についての説明を行うとともに、取組への参加を促し、取組への参加意向及び取組への意識の変容度を確認することとされていた。ところが、県から提供された資料から、業務受託者が、企業経営者個人の家族構成、出産に対する考え方等を確認の対象としていたことが明らかになった。その上、一部の企業経営者からは、業務受託者が確認した内容をまとめたものが不正確であるとのクレームもあった。</p> <p>したがって、業務受託者が企業経営者個人の意識を確認したことは、仕様書が予定していた範囲を超えるものであり、プライバシー侵害となりかねないものであった。</p> <p>県としては、業務受託者が、仕様書が予定していた範囲での確認を行うよう、業務受託者に対し、適切な指導を行うべきであった。</p>	<p>業務受託者が仕様書を逸脱した業務を行わないよう、業務受託者に対する指導を徹底します。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
<p>Ⅲ 子育て支援と家庭・幼児教育の充実</p>	
<p>Ⅲ-2 保育対策総合支援事業</p>	
<p>平成30年度の保育士・保育所支援センター委託業務の見積金額について（意見）</p>	
<p>〈委託業務価格を大幅増額した内訳の検討なし〉</p> <p>当該委託事業については、平成29年度に引き続き平成30年度も随意契約を結んでいるが、平成29年度の決算額が6,718千円（税込）であったのに対して平成30年度の見積価格が12,250千円（税込）と大きく増加していたため、増加理由について調査を行った。平成30年度の増加要因は、①新規事業である「潜在保育士意識調査事業」に係る予算約4,000千円が追加計上されていること、②直接人件費が約2,000千円増加していること、であると見受けられた。後日、委託先から入手した平成30年度の積算内訳書の内容を確認したところ、人件費の水準は平成29年度と同水準であり、「潜在保育士意識調査事業」に係る経費が5,980千円で計上されていた。そのため、三重県の作成した設計書とは内訳は異なるものの、結果として合計額は殆ど同じという結果になっていた。</p> <p>当該契約は随意契約であり毎年契約先が同じであるため、支出額の透明性を確保するために十分な配慮が必要である。そのような中、委託先の見積額が三重県の予算額と殆ど同じになった事については疑問を感じる部分もあるが、仮に偶然であったとしても、適正な予算管理の観点からは、少なくとも見積書の内訳を入手して増加内容を検討するべきであったと考える。</p>	<p>適正な予算管理等の観点から、今後は事業者から見積書に係る積算内訳書を徴収することとします。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
<p>Ⅲ－４ 放課後児童対策事業費補助金</p>	
<p>放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託について（意見）</p>	
<p>〈研修事業委託先のコンペ参加資格変更の根拠資料なし〉 放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託の委託先は、企画提案コンペ方式により委託先を決定し、決定された委託先との間で随意契約を行っている。 委託先の選定のコンペにおいて、部内における企画提案コンペ実施要領ではコンペの参加資格に法人格を有していることを挙げられていたが、その後外部に公表された平成29年度放課後児童支援員県認定資格研修等事業委託企画提案参加仕様書や資格確認申請書では、法人格を有している者には限定されておらず、個人でも参加資格があることとなっていた。 県担当者の説明では、部内における企画提案コンペ実施要領が作成された後、コンペへの参加資格を法人に限定しないように実施要領が変更されたとのことであった。ただし変更後の実施要領の文書は保存されていなかった。 もし仮にコンペの参加資格として法人格を有していることとしていたのであれば、その後の企画提案コンペは実施要領に沿わないやり方で行われていたことになるし、コンペの参加資格を法人に限定しないように実施要領を変更したのであれば、その変更の稟議や変更後の実施要領の文書を保存して、変更を明確にしておくべきである。</p>	<p>今後は、部内での審査会により修正があった場合は、決裁（稟議）に記載することにより、修正内容が確認できるよう明確に整理していきます。</p>
<p>Ⅲ－７ 三重県立子ども心身発達医療センター整備事業</p>	
<p>ア 請求書日付の記載漏れ（指摘）</p>	
<p>〈委託業務の完了時の根拠となる請求書の日付未記入〉 子ども心身発達医療センター医事システムデータ移行等業務委託契約に関する請求書に日付が記載されておらず、部署の受付印の日付は業務完了時の約1か月後となっていた。 取引業者が作成する請求書は費用計上に関する外部証憑であり、その作成日付は、業務完了時点の根拠となるものである。請求書を受け付けた時点での関連部署における押印は業務完了時点とは関係なく行われる。結果、業務完了時点とは異なる期に部署の受付印が押印される場合、費用の期間帰属誤りが生じる可能性がある。請求書への日付の記入を徹底する必要がある。</p>	<p>受付印による処理を行わず、日付が記載された請求書の受領を徹底することとします。</p>
<p>イ 見積の精度（意見）</p>	
<p>〈見積り精度の低い県職員の見積りの要検討〉 旧小児心療センターあすなろ学園空調機フロン類回収処理業務委託の予定価格は969,840円であったが、契約額は524,880円であった。契約金額が1,000千円以下の案件については、専門業者への見積金額の算定依頼がコストの関係で困難であることから、職員が見積金額を算定したとのことであり、その結果、当初見積金額との1,000千円以下の乖離が発生した。 専門業者に依頼する場合に比して見積精度の低下や職員の負担増が生じる可能性がある。職員の見積額算定については、見積の精度や職員の作業効率を著しく阻害しない範囲内であることが必要と考える。</p>	<p>職員による見積額算定については、見積の精度や職員の作業効率を著しく阻害しない範囲内にするものとします。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
ウ アスベスト分析調査業務の経済的合理性（意見）	
<p>〈営繕課との協議による経済的調査をすべき〉 草の実・あすなろ学園旧施設に関する2回目のアスベスト調査は、解体工事を担当する営繕課より、解体費用をより精査するため、1回目の調査では実施されていなかった箇所について追加調査を行うよう要望があり、実施されたものであるとのことである。 しかしながら、1回目の調査の時点で営繕課との間で十分な事前協議を行っていれば、1回目分と2回目分を併せて調査することが可能であり、調査費用を抑制することが可能であったと思われる。今後、他課と共同で事業を行う場合には、より綿密な事前調整を行うことが望ましい。</p>	<p>他課との共同事業の場合は、綿密な事前協議を行うこととし、費用の抑制に努めます。</p>
III-9 親の学び応援事業	
職場及び地域における男性子育て応援講座事業の開催団体について（意見）	
<p>〈事業目的に不適合な研修を目的とする団体を選定した講座の開催〉 職場及び地域における男性の子育て応援講座の講師派遣について、県立相可高校が講座開催の申し込みをし、平成29年8月28日に実施されていた。 県立相可高校は、この職場及び地域における男性の子育て応援講座申込書に、講座開催の趣旨や講座内容の希望として、教職員の人権研修の一環として行うものであり、また、同じ講師により平成30年11月に生徒向け講演会がされることから、事前学習として、当該講師の講座を受講したい旨を記載していた。 しかしながら、本事業の趣旨・目的は、乳幼児等を持つ親に対し、企業や地域、幼稚園や保育所等多様な主体と連携・協力し、親の学びを応援するものである。 従って、職場及び地域における男性子育て応援講座事業の講師派遣先を選定するにあたっては、講座開催の趣旨等を確認し、事業の目的に適合する趣旨で講座を開催する団体を選定する必要がある。</p>	<p>事業趣旨に沿った講師派遣先の選定に努めます。</p>
III-11 私立幼稚園振興等補助金	
補助金に係る消費税等の確認について（指摘）	
<p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉 「私立幼稚園等振興補助金」の取扱要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別添様式（消費税等仕入控除税額確定報告書）により速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。また、要領に記載された「別添様式」が整備されていない。 仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の体制整備を図ります。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
Ⅲ-12 認定こども園等整備事業	
補助金に係る消費税等の確認について（指摘）	
<p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉 「認定こども園施設整備交付金」、「認定こども園等緊急環境整備事業費補助金」及び「私立幼稚園等園務改善ICT化支援事業補助金」の交付要領・取扱要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合速やかに知事に報告しなければならない。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。 仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の体制整備を図ります。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
Ⅳ 児童虐待の防止と社会的養護の推進	
Ⅳ-5 家庭的養護推進事業	
ア 里親養育相互援助事業の評価指標について（意見）	
<p>〈イベントの効果検討のため、複数の指標に基づき、多面的に検討すべき〉 里親養育相互援助事業に関して、各支部において、交流会等のイベントが年間4回～11回開催されている。その効果については、参加した里親と子どもの人数が多かったことをもって効果があったものと判断しているが、参加人数の多寡と効果の程度との関連は明確になっていない。 事業の評価に際し、開催されたイベントの効果を検討する場合、複数の指標に基づき、多面的に検討する必要がある。イベントの参加人数という単一の指標だけでは判断材料として十分とは言い難い。 また、イベントの効果の程度と参加人数との関連を裏付ける指標が明確でないため、イベントごとの参加人数と事業の効果への寄与度を第三者が判断することは難しい。 イベントの参加人数以外の判断指標を設けるのみならず、各指標と事業の効果への寄与度を明確にした上で事業の効果の評価する必要がある。</p>	<p>参加者人数の実績に加え、参加者の評価も重要であるため、来年度以降アンケートを実施するなどの対応をしていきます。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
イ 産前・産後母子支援事業の評価について（意見）	
<p>〈事業開始年度のみ結果による打ち切りに至る過程を残すべき〉 産前・産後母子支援事業は、平成29年度から開始された、国の方針にも沿っているモデル事業である。入所措置費等の支出が認められておらず、入所につながった実績がなかったこと等を勘案した結果、開始事業年度で事業を終了している。 事業の改廃は重要な意思決定の一つであるため、検討の過程を文書として残すことが望ましいと考える。</p>	<p>今後、事業の改廃に当たっては、その意思決定の過程を文書にし保存します。</p>
ウ 里親養育相互援助事業に関する証憑書類確認について（意見）	
<p>〈公金支出妥当性の観点から証憑書類の提出を求めるべき〉 里親養育相互援助事業委託に係る委託先作成の業務完了報告書を見ると、年度末に「参考図書購入」として3万6,379円の支出が行われている（なお同支出により、年度内の合計支出額がちょうど委託契約上限額の75万6,000円に到達している。）が、同購入図書の内訳・金額は何ら記載されておらず、また県側としても、その点に関する証憑資料の提出は特に求めているとのことである。 しかしながら公金支出の妥当性確保の観点からは、業務完了報告書提出時点において、領収書程度の証憑書類の提出は求めるべきであったと考える。</p>	<p>業務完了報告書提出時に、委託先に領収書等の内訳書類の提出を求め、確認することとします。</p>
IV-6 家族再生・自立支援事業	
ア 補助金に係る消費税等の確認について（指摘）	
<p>〈補助金に係る消費税仕入控除税額の未検討〉 「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金」及び「児童家庭支援センター運営事業費補助金」の交付要領では、「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と規定されているが、申請時も実績報告時についても補助金に係る消費税仕入控除税額相当額の県に対する納付（返還）の可能性が検討されていない。 仕入控除税額相当額の把握及び返還（又は減額交付）事務が適正に行われるよう、体制を整備する必要がある。</p>	<p>事務が適正に行われるよう、補助事業者に対し、消費税仕入控除税額の確認を徹底するなど事務の体制整備を図ります。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
イ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算（見込）書の表記について（意見）	
<p>〈決算書の表記に誤解を生ずる可能性あり〉</p> <p>補助金交付事業者から提出された、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業歳入歳出決算（見込）書（以下、決算書）において、平成29年度分の補助金収入として、平成28年度に3年度分を一括して受領したうち平成29年度分に帰属するもの（5,627,000円）と、平成29年度の単年度分の支出（6,251,531円）に基づき算定された金額（625,000円）の合計額（6,252,000円）が計上されているところ、決算書上の前者の表記は（前年度収入）となっていた。</p> <p>過年度（平成28年度）に帰属すべき収入が平成29年度の収入に含まれてしまっているとの誤解が生じる可能性があり、補助金収入計上額の妥当性にも影響を及ぼす恐れがある。</p>	<p>補助金交付事業者に対し、決算書の計上項目を適切な名称とし、計上項目に注記を付すなどし、誤解が生じないような表記とするよう指導していきます。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
V あらゆる分野における女性活躍の推進	
V-1 DV対策基本計画推進事業	
ア 緊急一時避難が必要なDV被害者等に係るホテル利用の妥当性について（意見）	
<p>〈ホテルの利用が認められるケースであったか検証可能な資料なし〉</p> <p>DV被害者支援事業委託の仕様書によれば、緊急保護が必要な支援対象者を一時的に保護する場合、ホテルの利用が認められており、平成29年度は年間6回の利用実績がある。</p> <p>しかし、ホテルが利用された6ケースが、実際に緊急保護を要するものであったのか、また、深夜のように、ホテルを利用する以外の選択肢がとりえなかったのかどうかを詳細に検討した結果は残されていなかった。</p> <p>市町からの相談の結果をふまえて、県がホテルの利用を妥当と判断するに至った経緯についても、文書として残しておくことが望ましいと考える。</p>	<p>ホテルの利用がやむを得ないと判断した旨を、文書で記録しておくよう対応します。</p>

テーマ・事業・監査結果	対応方針
<p>イ 外国人DV被害者相談に関する通訳費用基準の妥当性について（指摘）</p> <p>〈名簿登録者に依頼する場合とそれ以外とで2倍以上の差が生じる通訳料を改善すべき〉</p> <p>外国人DV被害相談通訳事業に関する通訳費用については、以下の2規定の適用があると考えられる。</p> <p>① 「外国人DV被害相談に係る通訳事業実施要領」（以下、「本件要領」という。）第7条第1項 「通訳料は、県が別途定める額とする」として、同要領別紙に、「1時間2,000円+1言語2,000円」との通訳料基準が示されている。</p> <p>② 「DV被害者支援事業委託契約」に添付された「DV被害者支援事業委託仕様書」（以下、「本件仕様書」という。）第5条第3項 「通訳者は、県登録通訳者名簿から選定するものとし、通訳言語がないなどの場合は、他の機関に依頼することができる。他の機関に依頼する場合は、当該機関の定める派遣単価により支払うこと」とされている。</p> <p>平成29年度に実施された通訳事業（1件のみ）では、1言語（中国語）で2.5時間の通訳を行ったとされている。この場合の通訳料は、上記①の基準に従って計算すると7,000円となるはずであるが、実際には1万6,000円（税抜）の通訳料が請求され、県側は請求通りの金額を支出している。</p> <p>上記①基準の記載ぶりは、通訳料金について「1時間2,000円+1言語2,000円」以外の例外は認めないようなものとなっており、また、本件要領と本件仕様書とでは適用の優先関係もないことであるから、本件事例における通訳料支払は、①基準に違反するものと解釈しうる。</p> <p>また、仮に②基準に沿う支払として合法と解釈するとしても、本件事例のように、名簿登録者に依頼する場合と、名簿登録外者に依頼する場合とで、通訳料に2倍以上の差が生じている不均衡状態は望ましくはないことから、今一度諸規則を整理し、公平かつ明瞭な通訳料基準を新たに設けるべきと考える。</p>	<p>「外国人DV被害相談に係る通訳事業実施要領」における通訳料に関して、基準が明確になるよう見直します。</p>

6 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成30年11月21日～平成31年2月13日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成30年11月22日
3 委員	会長 宮崎 つた子 委員 松田 靖利 他9名
4 諮問事項	1 第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 (2019-2022) 最終案について 2 ヘルプマークの普及について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成30年11月26日
3 委員	会長代理 西田 寿美 委員 伊藤 雅彦 他13名
4 諮問事項	1 三重県障がい者施策年次報告について 2 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の推進等について 3 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成30年12月18日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	9名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成30年12月20日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成31年1月17日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。 2 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成31年1月22日
3 委員	会長 井村 正勝 委員 乾 光哉 他13名
4 諮問事項	1 鈴鹿・亀山地域における児童相談体制の強化について 2 「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」(最終案)について 3 みえ子育てWAONについて
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会健やか親子推進部会
2 開催年月日	平成31年2月1日
3 委員	部会長 二井 栄 委員 平山 雅浩 他9名
4 諮問事項	健やか親子いきいきプランみえ(第2次)の進捗状況について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県青少年健全育成審議会
2 開催年月日	平成31年2月5日
3 委員	会長 仲 律子 委員 秋元 卓雄 他14名
4 諮問事項	1 有害興行の指定について 2 平成30年度携帯電話フィルタリングサービス利用率調査結果について 3 自撮り被害に関する条例制定状況について
5 調査審議結果	上記の事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障がい者差別解消支援協議会
2 開催年月日	平成31年2月12日
3 委員	会長 長友 薫輝 委員 中村 弘樹 他23名
4 諮問事項	1 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例に基づく助言・あっせんの申立て、勧告の制度について 2 三重県障がい者差別解消支援協議会の条例に基づく事務について 3 相談事例等について 4 市町の体制整備の状況、関係機関相談窓口等について
5 調査審議結果	上記の事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	